



令和6年 全国労働衛生週間スローガン
推してます みんな笑顔の
健康職場



～10月1日から10月7日までは

第75回全国労働衛生週間です～

皆様には、日頃より広島県労働基準協会並びに三原支部の活動にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

10月1日から7日までの間は全国労働衛生週間です。また、9月1日から9月30日までの間は全国労働衛生週間の準備期間となっています。

この全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以降、今年で75回目を迎えます。この間、全国労働衛生週間は「国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保」に大きな役割を果たしてきたところです。

三原支部は、準備期間中である9月4日（水曜日）、9月6日（金曜日）、9月9日（月曜日）に全国労働衛生週間説明会を開催しました。

◇第75回 全国労働衛生週間説明会を開催!!◇

労働者の健康をめぐる現状は、高齢化の進行により一般健康診断の有所見率が上昇し続け、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率の上昇により働く女性の健康問題への対応も課題となっている中、あらゆる労働者が健康で働き続けるために、職場における健康管理はもちろん、働く女性の健康への対応、治療と仕事の両立支援、高年齢労働者が安心し安全に働く職場環境の構築が重要となっています。このような状況下、令和6年度も全国労働衛生週間が実施されます。

三原支部では、準備期間中の9月4日（水曜日）に三井金属鉱業(株)竹原製煉所保健会館、9月6日（金曜日）に三原市中央公民館、9月9日（月曜日）に河内保健福祉センターにおいて、三原労働基準監督署の村上署長、和田安全衛生課長に出席いただき、第75回全国労働衛生週間説明会を開催しました。



説明会では、冒頭に出席いただいた三原労働基準監署の村上署長、和田安全衛生課長を紹介したのち、村上署長よりご挨拶をいただきました。

◇村上署長あいさつ◇

皆様方には、日頃より労働基準行政の運営、とりわけ安全衛生活動に深いご理解とご協力を賜

っており厚く御礼申し上げます。

全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が開催され今年で75回目となります。

今年のスローガンは、「推してます みんな笑顔の 健康職場」です。

スローガンに以前は「快適職場」がよく使われていましたが、ここ数年は「健康職場」が多く使われています。「快適職場」は「仕事による不調やストレスを感じることの少ない働きやすい職場」、「健康職場」は「労働者と経営者が協力し合いニーズを特定し労働者すべての健康、安全、福祉の職場の持続可能性を保障、推進する継続的改善プロセスを活用する職場」を指します。



全国労働衛生週間は、このスローガンのもと事業場における労働衛生意識の高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動を一層推進するものとされています。

今年度は、過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策、高年齢労働者に対する健康管理、治療と仕事の両立支援、化学物質によるリスクアセスメントの実施の促進が主な項目となります。

過重労働による健康障害に関し、全国的な補償件数は、脳・心臓疾患が減少若しくは横ばい傾向、一方で精神疾患は増加傾向となっています。過重労働による脳・心臓疾患、精神疾患の労災申請は、当署では例年1件あるかないかです。これは、働き方改革に伴う時間外労働の上限規制や、皆様方の長時間労働防止への高い意識のお陰だと思います。今年度、建設業にも上限規制が適用され、過重労働防止がより一層進むものと考えています。

次にメンタルヘルス対策についてです。当署の精神疾患に係る労災申請は例年1～2件ありますが、今年は8月末時点で既に5件もの申請がされています。その申請の発症原因の多くは、いじめ・いやがらせに代表されるパワハラやセクハラです。

行為者にパワハラ、セクハラの自覚がないことも考えられますので、事業場において、どの行為がパワハラ、セクハラに該当するかを含めた従業員への教育は大変重要となります。

他、目につくのが同僚からの嫌がらせです。嫌がらせ自体、本来あってはならないことです。実際、同僚からいじめ、嫌がらせを受け、上司に相談するも対応がなく、精神疾患を発症し自殺に至ったという事例もあり、事業場の安全配慮義務の観点からも教育、指導等は重要となります。

次に、転倒、腰痛の予防対策についてです。高齢労働者の増加もあってか、特に腰痛は全国的には増加傾向にあります。三原署管内の災害件数は、転倒は令和4年37件、令和5年45件と増加し、令和6年8月末時点で27件、令和5年同期32件に比べ若干減少しているも件数として多い災害です。腰痛は令和4年6件、令和5年18件と大幅に増加していますが、令和6年8月末時点で6件と前年同期15件に比べ減少傾向にあります。



河内会場

転倒・腰痛には、労働者本人の年齢と衰え等も大きく影響していると思われ、体操等で体力、体幹の維持増進を図ることはとても大切な事となります。同時に設備面も整理・整頓・清掃・清潔をはじめ、階段の手すりの設置、滑りにくい床への改装、段差のある場所での表示等危険個所

の「見える化」などの検討も必要となります。

転倒、腰痛について、これをすれば防げるという方法がないのが実情で、厚生労働省は注意喚起を含め取り組んでおり、転倒、腰痛予防に関し「いきいき健康体操」などの動画も配信しています。また、監督署では、SAFE 育成支援として、小売業、介護施設を対象に、転倒・腰痛防止のため監督署が支援するという形で、事業場の方と一緒に、転倒、腰痛防止に取り組んでいくという活動を行っています。

次に化学物質対策についてですが、新規の化学物質の製造、輸入件数は年々増加しており、中には危険性や有害性が不明な物質も多く含まれていることから、新たな規制が制定され令和4年



村上署長あいさつ

より順次施行されており、令和6年度には、ラベル表示等義務対象物質の追加、皮膚等からの吸収により健康障害発生が明らかな物質等の取扱業務従事者の保護具の使用、化学物質管理者の選任、保護具着用管理責任者の選任等9項目が施行、義務化されています。他にも、有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質予防規則における個人サンプリング測定及び溶接ヒューム測定に係る資格強化が令和8年10月1日施行に向けて進められております。今後とも、有害物質の暴露防止に向けての取組みをよろしくお願いします。

化学物質関連のうち石綿に関し主に建設業に係る事柄となります。一定規模以上の建物、工作物の解体、改修工事を行う場合、石綿の含有状態の事前調査は必要となっています。事前調査は施工業者である元請事業者が行う必要があります。令和8年1月1日からは、煙突等、特定の工作物の解体・改修工事に係る石綿の事前調査は、「工作物石綿事前調査者」の有資格者が行うこととなります。皆様方の事業場で改修、解体等を行う際、石綿含有に係る事前調査を元請事業場より協力を求められれば協力をお願いします。また、建設業の方は、必要に応じ資格の取得を行った後、調査、施工を行ってください。

今年の6月～8月の全国平均気温が過去最高、9月も猛暑日が見込まれるとの報道もありましたが、当署も7月に入った途端に熱中症の労災請求や情報が寄せられるようになりました。

9月末までは熱中症予防、クールワークキャンペーン期間となっていますので、引き続き、熱中症対策をお願いします

次に、令和6年の労働災害発生状況です。新型コロナ感染を除く休業4日以上の災害は、広島局全体で7月末現在の対前年比が若干の減少を見ているもののほぼ横ばい状態で、当署管内では7月末現在99件と昨年と同数となっていますが、業務上災害による死亡件数が現時点でも0件であり、昨年同期は既に2名の方が亡くなつておられましたので、皆様方の日ごろのご尽力のお陰と感謝申し上げます。引き続き、災害防止とりわけ死亡災害防止に向けてご尽力の程よろしくお願いします。

次に最低賃金についてです。広島県最低賃金が10月1日から改訂され、現在より50円上がって時間給1,020円になります。現在の特定最賃がこれより低い場合は、この1,020円が最低賃金となります。なお、賃金引上げに伴い中小企業に対する業務改善助成金が例年と同様に用意されています。

本年11月13日から15日の3日間、広島市において全国産業安全衛生大会が10年ぶりに開催されます。メンタルヘルス等、衛生関係のプログラムも用意されていますので、多くの方の参加をお願いします。

最後に、本週間をきっかけとして職場の衛生管理、メンタルヘルス対策を含む健康確保対策について確認を行っていただき、皆様の職場が労働者にとって健康で安全にそして安心して過ごせる職場としていただきますようお願い申し上げます。

村上署長のあいさつに続いて、和田安全衛生課長より「労働衛生のしおり」、「全国衛生週間説明資料」等を用いて、労働衛生週間実施要綱等についての説明がありました。

◇労働衛生週間実施要綱等について・和田課長◇

全国労働衛生週間実施要綱には、本週間で実施する事項と、準備期間中に実施していただきたい事項が明記されているとの説明があり、準備期間に実施していただきたい内容を中心に説明されました。準備期間においては、重点事項を初めとする労働衛生活動について事業場内での総点検の実施をしていただきたいと話がありました。

項目としては最初に、過重労働の防止対策について説明され、時間外、休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進、勤務間インターバル制度の導入の検討などを含めた時間外、休日労働の削減に向けた取り組みをお願いする旨の話がありました。

次に、メンタルヘルス対策について話があり、対策の5つポイントとして①ストレスチェック制度の導入、②事業場代表者のメンタルヘルスケアに対する基本方針の表明、③メンタルヘルス推進担当者の専任、④メンタスヘルス対策の教育、研修の実施、⑤外広島産業保健総合支援センターなどの外部相談窓口の利用など事業場外資源の活用を行っていただきと述べられました。

特にストレスチェック制度は、常時50人以上の事業場は義務化されていますが、50人未満の事業場についても第14次労働災害防止計画の目標に「実施率を高めていく」と掲げていますので、50人未満の事業場も制度導入をお願いするとの話がありました。

続いて、転倒、腰痛災害に関して、転倒災害の労働災害全体に占める割合が高まっていること、三原署管内においても休業4日以上の災害のうち4分の1以上を転倒災害が占めていることから、設備面の対策や、教育や体操などのソフト面の対応など転倒災害防止の取り組みを推進していただきたいとの話があり、腰痛災害については、防止対策として持ち上げる重量をできる限り省力化することが基本となること、通達に基づく腰痛に関する特殊健康診断について実施の検討をお願いする旨の話がありました。

4点目に、化学物質による健康障害防止対策に関する説明がありました。

化学物質には、薬品容器にラベル表示を義務付けられた表示義務物質と、SDS（安全データシート）交付の対象となる通知義務物質とそれ以外があり、防止対策の取り組みとして、まず、事業場内で使用している化学物質（薬品等）の把握と、把握した化学物質のSDSの入手が対策の第一歩で、SDS入手後はリスクアセスメントを実施することとなるとの話がありました。

今までの化学物質管理は、有機溶剤、特定化学物質、鉛等の法令で指定された物質に対して必



和田課長の説明

要な措置が規定されていたものの、近年の制度改正により変更されており、今後はリスクアセスメント対象物に対し事業場でリスクアセスメントを行う中で必要な対策を検討し、その対策を講じて化学物質管理の自律的な管理を行うこととなり、法令上の措置が必要な物質と、事業場内で自律的管理として措置を講じるリスクアセスメント対象物とがあり、現在の化学物質管理は、化学物質の自律的管理と法令上の対策の義務付けが同時進行で進んでいるとの説明がありました。

なお、将来的に法令で規制されている物質に係る有機則、特化則などの法令が特別規則が廃止され、自律的管理に一本化される予定となっているものの、一本化する具体的時期は示されていないので、今は、法令規制物質とリスクアセスメント対象物に係る自律的管理を併せて対応することとなるとの話でした。これらのリスクアセスメント対象物は、現在は対象物質を順次拡大している状況にあり、将来的には3,000物質程度を指定する予定である旨の話がありました。

また、リスクアセスメント対象物を取扱う又は製造されている事業場については、化学物質管理者の選任が義務付けられること、製造事業場では12時間以上の専門的講習の受講者から管理者選任する必要があるものの、取扱い事業場での選任は、講習受講の法的義務付けはなく、講習未受講者も選任できるものの、ガイドラインで6時間以上の講習を受けた者から選任するのが望ましいとあるので、6時間以上講習の受講者か、できれば専門的講習を受講された者を選任することをお願いするとの話がありました。

化学物質管理については、健康状態に影響する可能性がある濃度の基準として国が示した濃度基準値を超えてはいけないというルールがあり、リスクアセスメントを実施し濃度を超える恐れがないかを確認や、作業環境測定を実施し濃度基準の範囲内であるか確認するなど、一覧の濃度を超えないように事業場で管理する必要があること、リスクアセスメントを実施する中で超える恐れがある場合、作業環境測定で確認する法令上の「確認測定」を実施する必要が生じること、併せて、確認測定の実施に当たって、リスクアセスメントの一環として自主的に濃度基準値以下となっているか測定した場合の「個人ばく露測定定着推進補助金」が用意されているとの説明がありました。

そして、本年4月1日からはリスクアセスメント対象物ばく露による健康障害リスクが許容範囲を超えると判断される労働者について、医師による健康診断の実施が義務付けられたとの説明がありました。

5点目に石綿関連の話があり、建築物、工作物の解体、改修工事を行う時は、事前に建材に石綿を含有しているか否かの調査が必要であり、建築物の解体の場合は床面積8m²以上、改修の場合は請負金額100万円以上の工事に係る調査の結果は、事前調査の結果を電子申請にて監督署への報告が必要となっていること、併せて事前調査を行う場合、昨年10月1日からは有資格者による調査が義務付けられたとの説明がありました。

事前調査は全ての建築物の解体、改修工事が対象で、昨年10月1日から石綿含有建材調査者の資格を有する者による事前調査が義務付けられる一方、炉の設備、電気設備、ボイラー等の工作物に係る事前調査は特に定めがありませんでした。しかし、令和8年1月1日からは建築物と同様に調査者の資格を有した者による調査が義務付けられます。炉の設備、電気設備、ボイラー等は新設される工作物石綿事前調査者、煙突、天井板など建築物と一体となっている設備は従来の石綿含有建材調査者や新設の工作物石綿事前調査者による事前調査が必要となります。なお、報告については従来と変更はない旨の話がありました。

続いて、じん肺健康診断に係る説明がありました。アーク溶接や金属の研磨、バリ取り作業は

粉じん作業と指定され、事業者は当該作業に常時従事している者に対し、じん肺健康診断を実施することが必要で、異常がない、所見がないじん肺管理区分1で粉じん作業に常時従事している者は3年に1回のじん肺健康診断の実施、所見があるじん肺管理区分2及び3で粉じん作業に常時従事している者は1年以内ごとに1回のじん肺健康診断の実施が必要で、粉じん作業に常時従事したことがある者で現に非粉じん作業に従事している者については、じん肺管理区分2の者は3年以内ごとに1回、じん肺管理区分3の者は1年以内ごとに1回のじん肺健康診断の実施が必要となるとの説明がありました。

じん肺管理区分は各労働局長が決定することとなっており、じん肺健康診断で所見ありとなつた場合、該当者が労働局長に対し隨時申請を行い、内容により管理区分が変更されるとの説明がありました。

なお、離職された方には、健康管理手帳を交付し行政が費用負担しじん肺健康診断を実施する制度があります。管理区分2、3の該当者が離職した場合、本人が労働局長に対し申請することにより健康管理手帳の交付を受けることができ、1年に1回じん肺健康診断を受けることが可能となりますので、事業場内に管理区分2、3の決定を受けた方が存在し、その方が離職される場合には健康管理手帳の交付申請を行うことを勧めていただくように話されました。

最後に、熱中症の予防対策について。4月から9月までの間が「熱中症 クールワークキャンペーン」期間であること、暑さ指数(WBGT)を測定する暑さ指数計を導入し、現場の暑さ指数の把握をお願いするとの話がありました。

また、暑熱順化ということで、熱に慣れる期間を7日以上設定し、暑さに暴露される作業時間を徐々に長くしていく暑熱順化期間の設定をお願いするとともに、暑さ指数が基準とより高い環境下で作業せざるを得ない場合は、プレクーリングと呼ばれる深部体温を下げる取り組みを行い、深部体温を下げたうえで暑熱の場所での作業を行うことをお願いするとの説明をされました。

◇第83回 全国産業安全衛生大会 IN 広島◇

全国産業安全衛生大会が広島市において開催されるのは、平成26年第73回大会以来10年ぶりとなります。各々の事業場におかれましては、前回の第73回大会を大きく上回る多くの方が参加していただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

【日 程】 令和6年11月13日(水)～15日(金) 3日間

【会場等】 11月13日 総合集会

(内容) 開会式、表彰式、講演、中間体操、特別講演

(会場) 広島県立総合体育館(広島グリーンアリーナ)

※ 特別講演「熟達しつづけるために」

　　為末 大氏 (Deportare Partners 代表 元陸上選手)

14～15日 分科会

(内容) 下記3会場に分散し12分科会を開催

(会場) 広島国際会議場、広島市文化交流会館、

JMSアステールプラザ

参加申込につきましては、インターネット利用の特設Webサイトからの申し込みをお勧めいたします。特設Webサイトには、中災防ホームページに入っていただき、第

83回全国産業安全衛生大会のバナーからアクセスすることができます。

申し込みの締め切り日は11月1日（金曜日）となっていますが、できる限り早い段階での申し込みをお願いいたします。

◇ 緑十字展2024 ◇

【日 程】 令和6年11月13日（水）～15日（金）3日間（同時開催・入場無料）

【会 場】 会場：広島県立広島産業会館

「あらゆる職場での安全管理、健康管理、環境改善にかかる技術や情報を提供する国内最大の安全衛生保護具・機械等の展示会」

◇ 第19回 労災重度被災者作品展 ～リハビリからアートまで～ ◇

全国産業安全衛生大会の日程に合わせて、分科会会場にもなっていますJMSアステールプラザにおいて、労働災害により重度の障害に遭われた方々が社会復帰、社会参加を目指し制作された絵画、工芸品等の作品を、全国から一堂に集め展示する「労災重度被災者作品展」が開催されます。

【日 程】 令和6年11月13日（水）～14日（木） 9:00～18:00
15日（金） 9:00～12:00

【会 場】 会場：JMSアステールプラザ1階「市民ギャラリー」

この作品展は、同じような障害がある方々に勇気と希望をもたらすとともに、鑑賞された方々が労働災害防止の重要性を認識するきっかけとなることを願い開催されます。

◇今後の三原支部関係行事・講習予定◇

- 11月 8～9日 ガス溶接技能講習
(1日目：三原サン・シープラザ、2日目：今治造船(株)広島工場)
- 令和7年1月24日 第2回幹事会、分会・部会実務担当者会議及び研修会
(三原市中央公民館・予定)

※ 上記は、あくまでも年間行事予定であり、会場確保の関係から日程変更等の行事等も出てきます。

◇令和6年度 県協会講習（追加講習）◇

- 10月2日(水) 玉掛け業務従事者安全衛生教育（林業ビル）
- 11月11日(月)～12日(火) 足場の組立て等作業主任者技能講習（福山教習所）
- 11月21日(木) 足場の組立て等業務特別教育（福山教習所）